



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

## 贈与事実の認否で補佐人税理士が勝訴！

平成 14 年 9 月 27 日、東京地裁は、贈与税に関する訴訟で、税理士が補佐人となった原告側に勝訴の判決を言い渡しました。税理士法が改正された後の補佐人税理士の勝訴判決として、いま話題を集めています。この貴重な判決は T A I N S 会員から提供を受けたものです(全部取消し・確定、Z888-0670)。

∞ ∞ ∞ ∞

本件土地は、昭和 23 年、売主を N 協会、買主を原告の母とする契約書に基づいて売買され、その後、母に対する所有権移転登記がされました。そして、平成 9 年 10 月 17 日、本件土地は、昭和 63 年 3 月 1 日贈与を原因として、母から原告に所有権移転登記がされました。

被告課税庁は、平成 9 年分贈与税の決定処分等を行いました。原告は、本件土地を買い受けて所有していた者は父であって、母ではないから、原告が土地を母から贈与を受けて取得した事実はないと主張して提訴しました。

被告は、原告の母は、移転登記をもって、本件土地を贈与する意思表示をしたものであり、また、贈与の時期が明確でないとしても、そのときには、特段の事情のない限り、その登記又は登録があったときに贈与があったものと解するのが相当であるから、本件においては、移転登記がされた平成 9 年 10 月 17 日に贈与があったものと解するのが相当である、と主張しました。

裁判所は、売買契約書における買受人及び登記上の所有者がいずれも原告の母とされている事実が存在するものの、本件土地を買い受けて所有していた者は原告の父であり、母は登記名義人とされたにすぎないと認められるから、贈与の事実を前提として行われた決定処分等は違法であるとして、その全部を取り消しました。そして、その理由を次のように判示しています。

- ① 本件土地を購入した当時、原告の一家は、公務員であった父の収入によって生活を営んでおり、専業主婦であった母には、土地の購入資金を出捐するだけの収入はなかったことから、これらの土地の購入資金を出捐した者は父であると推認され、契約書における買受人及び登記上の所有者が母であるということだけから、同人が土地の真実の所有者であると認めることは相当でない。
- ② 別件民事事件において、本件土地を実際に買い受けて所有していた者は父であると認定されていること、固定資産税は、昭和 54 年ころまでは父が、その後は原告が支払っていたものであり、母が支払ったことはないこと等からすると、母は登記名義人とされたにすぎないと認められる。
- ③ 原告が代表取締役を務める T 社は、母に対し、共同住宅の敷地として使用している土地の地代を支払っていたことが認められるが、原告に対しても地代を支払っており、T 社が真実これらの支払先が土地の所有者であると認識して支払に及んだか否かはにわかには断じ難く、この事実をもって、原告又は T 社が本件土地の真の所有者は母であると認識していたと認めるのは相当でない。

なお、原告は、被告が本件訴訟において、T 社の法人税確定申告書の写しを証拠として提出する行為は、国家公務員法 100 条 1 項及び相続税法 72 条に規定する公務員の守秘義務に違反する旨主張しましたが、裁判所は、証拠の提出は、贈与税の適正かつ公平な賦課徴収を可能にするために必要な行為であるとしたうえで、証拠は、T 社が地代の支払を行っていた事実以外は黒塗りされ、秘密保持上の利益を考慮しても社会通念上相当なものであると認めることができ、それによって公共の利益等が害されるといえないから、被告の行為は守秘義務に違反するものとは解されないと判示しました。

…………… (税法データベース編集室 市野瀬音子)

◇ 以上の判例について詳細(全文・A4版14枚)が必要な方は、送料・実費とも1,500円(税込)で頒布しますので、下記宛ご一報ください。

JUSTAX 第112号(平成14年11月10日号)／編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部  
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-10-2 モリタビル／TEL(03)3350 6300 FAX (03)3350 4628